

ふるさと講座・自然系

秋の渡り鳥観察会」を開催しました

12月1日(日)、根室市立啓雲中学校の藤井薫先生を講師に招き、ふるさと講座・自然系「秋の渡り鳥観察会」を野付半島にて開催しました。

はじめに、この時期見られる渡り鳥を説明いただき、その後、野付半島先端に車で移動、最終番屋から先端部まで歩きました。

途中、野付半島で唯一淡水が湧く淡水池の役割やオオハクチョウの成鳥と幼鳥の見分け方を教わり、その間、大空を優雅に飛ぶオオワシも観察することが出来ました。

天然記念物のコクガンの大群を観察しながら歩いていると、ユキホオジロの群れが飛び交い参加者を喜ばせる場面もありました。

帰路、ベニヒワが足元で必死に餌をついばんでおり、人が近くにいるのも気にしないその様子は、空腹で食べることを優先した自然の厳しさを教えてくれるものでした。

■1月の休館日 1～6日・13日・18日・19日・27日

■2月の休館日 1日・2日・10日・11日・15日・16日・22日・24日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX 75-0802 メール kyoudo@betsukai.jp



「全天候型トラック競技場」がリニューアルしました



平成25年11月に「全天候トラック競技場」の改修工事が終わり、新設当時の状態によみがえりました。

また、道東は日没が早く、屋外施設利用時間が限られることから、これを解消するため同施設に「夜間照明」を設置しました。

今後はスポーツ愛好者や青少年スポーツ活動、さらにはスポーツ合宿誘致活動により施設利用が活発化し、大きな効果が期待されます。

利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしておりましたが、春より施設開放いたしますのでお知らせします。

※この施設の改修工事は、「スポーツ振興くじ助成金」を受けて整備されたものです。

問合せ／総合スポーツセンター
TEL75-2882

スポーツセンターから



スポーツは育てることができる。



© 2014 TOTO. TOTOの収益は、グラウンドの芝生化、地域スポーツ施設の整備、アスリートの育成等に役立てられています。
19歳未満の方の購入又は譲り受けは法律で禁じられています。払戻金も受け取れません。運営・販売:独立行政法人日本スポーツ振興センター www.toto-dream.com

参加者募集!

参加希望者はスポーツセンターへお申込みください。
TEL: 75-2882 Eメール sports@betsukai.jp

春から1年生になるお友達のための

平成26年度

小学校入学者対象2014 ルーキースケート教室

締切: 1月15日(水)

☆寒さに負けないで外遊びを楽しめる、強い
体と気持ちを育てます。参加しやすいコース
を選んで参加してください。

【内 容】 歩行&滑走～技術練習まで全コース2回
※段階に応じた指導をします。

【コース別開講日&会場】

1月22(水)、24日(金)

①別海町営リンク 昼の部 15:15～16:00

1月27(月)、28日(火)

②別海町営リンク 夜の部 18:00～18:40

③西春別駅前リンク 15:15～16:00

④尾岱沼リンク 15:15～16:00

【持ち物】 スケート靴・手袋・帽子・防寒着など

冬場の体力づくり&心のリフレッシュに!

締切: 1月16日(木)

エンジョイ★歩くスキー教室

【日 時】 1月21日(火)・23日(水)・29日(水) 13:30～15:00

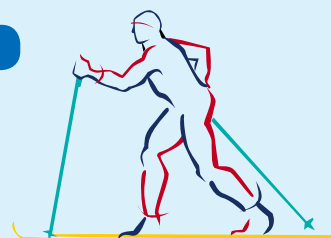
【集合場所】 町民体育館・会議室

【持 ち 物】 歩くスキー用具一式、手袋、帽子、サングラス

【そ の 他】 ●レンタルスキーあります。申込み時に靴のサイズをお知らせください。

●イベント/2月2日(日) 歩くスキーフェスティバルinふゆとぴあ

●プチ遠征/2月24日(月) 雄大な雄阿寒岳をバックに、阿寒湖畔を歩きます。



年末年始
なまりからの
脱出!

冬のエクササイズ教室

締切: 1月24日(金)

さあ～体を動かしていきましょう。

体の隅々までストレッチで伸ばす心地よさを体験してください。

【日 時】 1月27日(月)・2月10日(月) 10:00～11:00

【集合場所】 町民体育館・柔剣道場

【持 ち 物】 大判バスタオル

2013-2014 チャレンジ・ザ・ スケート教室のお知らせ

■12月から始まっていますが、1月からの参加も
可能です。希望者はお申込みください。

【1月の開催日】

①1月5日 ②6日(月)

③11日(土)⇒13日(月)に変更

④14日(火) 幼児13:00～13:30

小学生以上13:40～14:40

※13日のみ、幼児14:00～、小学生以上14:
40～になります。

■チャレンジ教室参加者で大会出場希望者は、後日
とりまとめをします。

●別海ロータリー杯 1月13日(祝・月)

●町民スケート大会 1月19日(日)

平成26年4月1日から 指定管理者による 管理運営が始まります。

公の施設(別海町総合スポーツセンター13
施設)の管理運営について、指定管理者の指定
を行いました。平成26年4月1日から、下記
の指定管理者に管理運営事務が委任されますの
でお知らせします。なお、利用する上で従来と
異なる事項など詳細は追ってお知らせいたしま
す。

●指定管理者:

一般財団法人 別海町地域振興財団

●管理を行わせる期間:

平成26年4月1日から平成29年3月31日

平成25年度行政監査結果の公表

別海町監査公表第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、平成25年度行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年10月25日

別海町監査委員 鈴木 英世・下川原 洋・山田 信

行政監査結果報告書

第1 監査の種類 行政監査(地方自治法第199条第2項)

第2 監査のテーマ 備品の管理と有効活用について

第3 監査の目的

別海町財務会計規則第217条以降に規定されている物品及び備品の現況について把握するとともに、それらが適正に管理運用され、かつ有効に活用されているかを調査、検証し、物品管理事務の適正な執行に資することを目的とする。

第4 監査の対象部課

●総務部 総務課、財政課 ●福祉部 町民課 ●産業振興部 農政課 ●建設水道部 管理課
●教育委員会 学務課

第5 監査の期間

平成25年9月19日から平成25年9月24日までのうち2日間

第6 監査の着眼点

(1)備品台帳と現物との整合性はとれているのか。

ア、備品台帳は整備されているか。 イ、備品は現存しているか。
ウ、備品ラベルは貼付されているか。 エ、保管方法、場所は適切か。
オ、寄附等により取得した備品は、適正な手続きを行っているか。
カ、管理換え手続きは、速やかに行っているか。 キ、備品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。

(2)目的に沿った備品の有効活用が図られているか。

ア、破損し修理していない備品はないか。 イ、使用していない備品はないか。
ウ、貸付備品は「規則」に沿った手続きにより有効活用が図られているか。

(3)不用決定した備品の処分は適正に行われているか。

ア、不用決定後の売却処分は適正に行われているか。 イ、不用決定後の廃棄処分は適正に行われているか。

第7 監査の実施方法

管理・活用状況を把握するため、あらかじめ監査事務局が総務部財政課から取得した備品一覧表(概略)を基に作成した調査票により対象部課へ出向き、備品の照合を行うとともに関係書類等の確認を行い、対象部課から説明を聴取した。

第8 備品の抽出方法

物品は、別海町財務会計規則第217条により、機械器具、備品、消耗品、原材料、生産品、動物の6種類に区分されており、備品については、「比較的長期間(概ね3年以上程度)継続して使用保存ができ、1品の取得価格が1万円以上のもの」と定義されている。本監査では、対象部課に備えてある備品台帳に登録されているものの中からその一部を抽出した備品を監査(抜き取りチェック)対象とした。

第9 監査の結果

備品の管理及び有効活用に関する事務について、概ね適正に執行されていることが認められたが、一部、次のとおり改善又は検討を要する事項(指摘事項)があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

1. 財務会計規則における物品分類基準表の見直しなどについて

現在の別海町財務会計規則は、平成5年3月に全部改正後、一部改正が何度か行われ今日に至っておりますが、備品に関する物品分類基準表については、時代とともに新しい用途の物品(備品)によって物品分類基準が合わなくなっている項目があるので、財務会計規則(分類基準)の見直し、又は、財務会計規則に定めるもののほか、別に備品管理規程を作成し、より備品管理事務の適正かつ効率的な実施を図るようにされたい。

また、当該規則において機械器具に係る機械器具台帳の備え記録すべき規定が無いが備品同様台帳の整備規定を設け機械器具管理事務の適正かつ効率的な実施を図るようにされたい。

2. 備品台帳と現物との整合性について

備品台帳に登録されていないもの(例えば、慶弔旗、絵画、貸付備品=消防、廃棄物、農業特殊自動車など)があるので、備品台帳の整備や備品の点検を実施されたい。

3. 機械器具及び備品に付する備品管理票について

財務会計規則第218条により、機械器具及び備品には、備品管理票を付さなければならないことになっているが、備品管理票を付さないもの(特殊自動車など)や備品に貼付けられている備品管理票の文字が見えないものがあるので、備品管理票の材質などの変更や規則に準じた備品管理票を付されたい。

4. 機械器具及び備品に係る町全体の所有状況把握について

町が保有管理する機械器具及び備品について、その保有する総数量(総件数)、総資産額(総取得金額)等が整理されていないので整備されたい。